資料５

請負事業の労働安全

近畿中国森林管理局
平成30年5月

全国の労働災害

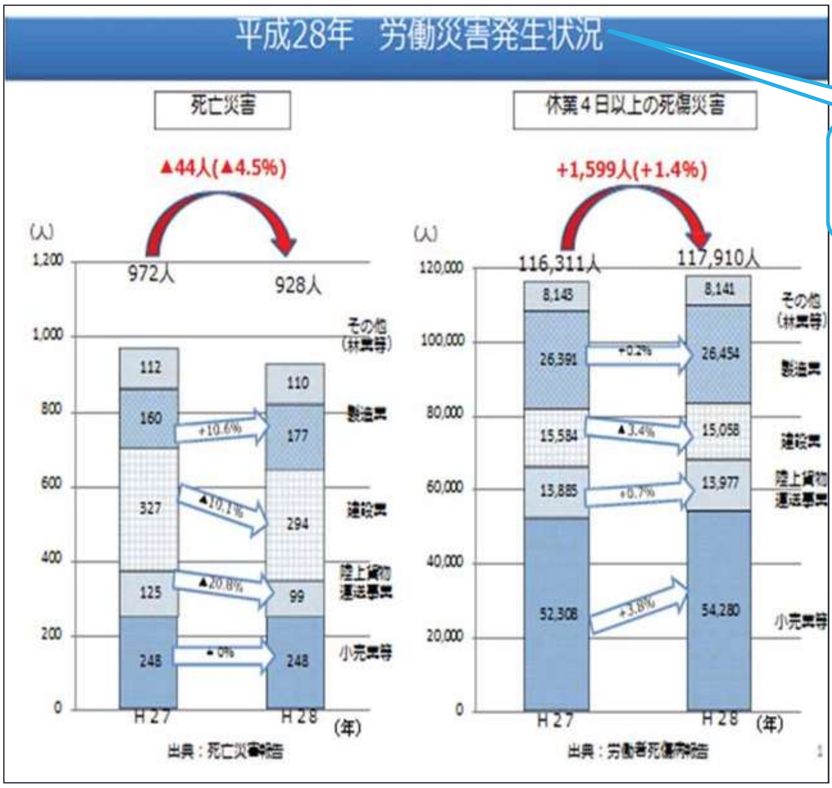

建設業は減少傾向

全国の林業労働災害の推移

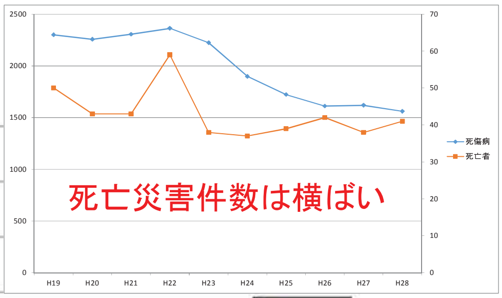

国有林野事業における
請負事業体等の重大災害発生状況

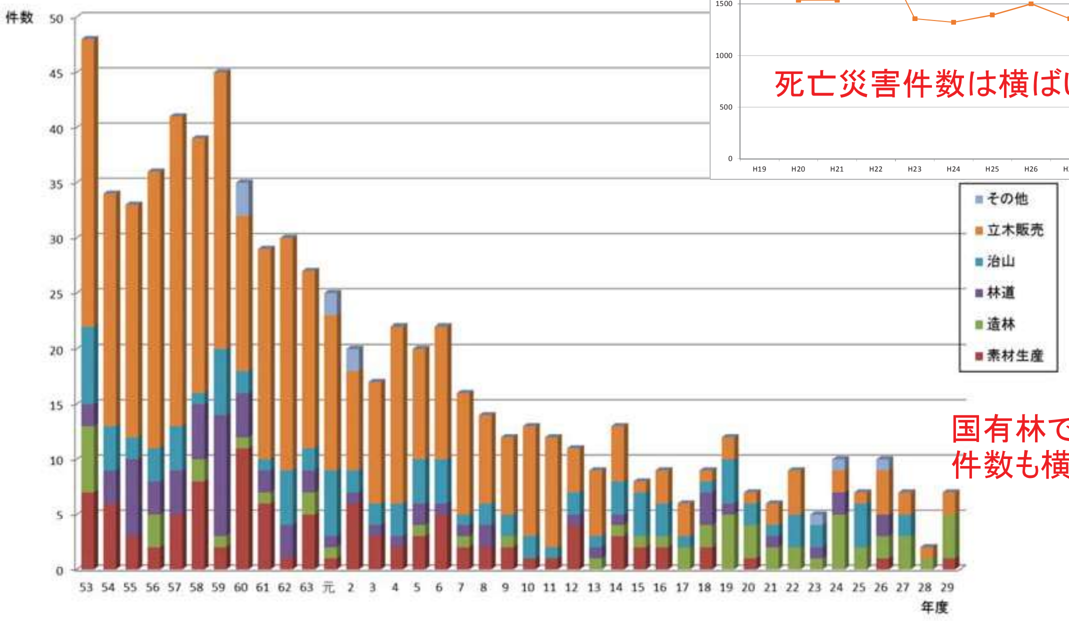

国有林での死亡災害
件数も横ばい

国有林野事業における請負事業体等の重大災害の発生状況（事業別件数）

【過去10年間（平成20年度～平成29年度）】

事業／年度	生産	造林	林道	治山	その他	立木販売	計
20	1	3		2		1	7
21		2	1	1		2	6
22		2		3		4	9
23		1	1	2	1		5
24		5	2		1	2	10
25		2		4		1	7
26	1	2	2		1	4	10
27		3		2		2	7
28		1				1	2
29	1	4				2	7
計	3	25	6	14	3	19	70

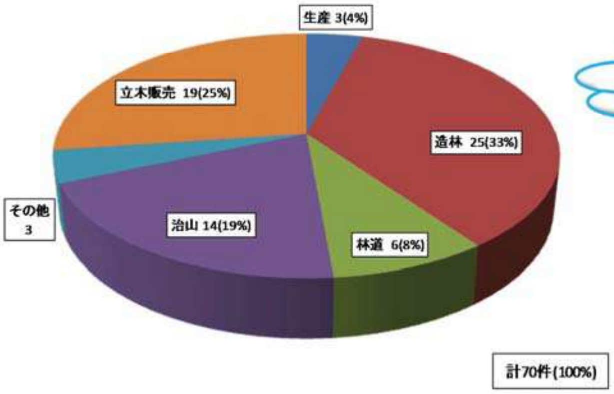

造林、立木販売事業で多発傾向

※ 造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※ その他は、官行造林の保育間伐と活用型におけるトラック運搬。

※ 平成27,28年度は事業主災害を含む。

国有林野事業における請負事業体等の重大災害の発生状況（従事作業別）

【過去10年間（平成20年度～平成29年度）】

事業別＼事故の型		伐倒	集造材	運材	作業路作設	地拵え	法面作業	型枠作業	資材運搬	その他	合計
造林・素材生産	生 産	1	2								3
	造 林	14	4	3	1	1			1	1	25
	その他									3	3
	立木販売	13	5	1							19
	計	28	11	4	1	1	0	0	1	4	50
治山・土木	林道						1		2	3	6
	治山	1			1		3	1	1	7	14
	計	1	0	0	1	0	4	1	3	10	20
合計		29	11	4	2	1	4	1	4	14	70

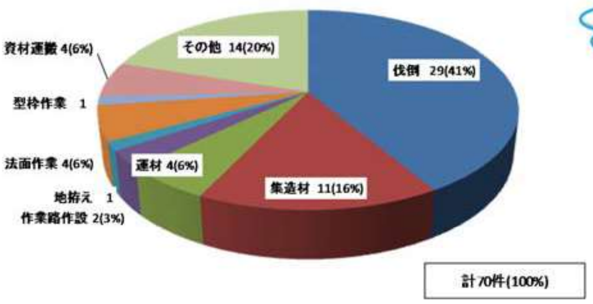

伐倒作業が4割

※造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※その他は、官行造林の保育間伐と活用型におけるトラック運搬。

※平成27,28年度は事業主災害を含む。

国有林野事業における請負事業体等の重大災害の発生状況（事故の型別）

【過去10年間（平成20年度～平成29年度）】

事業別＼事故の型		墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れこすれ	下敷き	交通事故（その他）	その他	合計
造林・素材生産	生 産						2	1					3
	造 林	5			1		11	2		6			25
	その他	1								1		1	3
	立木販売	3					12	1		3			19
	計	9	0	0	1	0	25	4	0	10	0	1	50
治山・土木	林道	5										1	6
	治山	8					1			5			14
	計	13	0	0	0	0	1	0	0	5	0	1	20
合計		22	0	0	1	0	26	4	0	15	0	2	70

激突・墜落で7割

※造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※その他は、官行造林の保育間伐と活用型におけるトラック運搬。

※平成27,28年度は事業主災害を含む。

平成29年度における請負事業体等の重大災害の発生状況

	局・署	事業種類	発生日	性/齢	従事作業	概　　要
1	四国局 徳島署	立木販売 （主伐）	6月26日	男 32	伐倒作業	被災者がスギを斜面上方に向けて伐倒したところ、**斜面上方にあった倒木に当たり**退避していた方向に振れた伐倒木の元口が被災者の背中に当たり受災したものと推測。
2	北海道局 上川北部署	造林 （保育間伐）	8月4日	男 68	伐倒作業	被災者がカラマツを斜面斜め下方に伐倒したところ、ツルの残し幅がない状態となったことから、**ねじれるように伐倒方向を変えながら倒れ**始め、立木に接触し、その反動で伐倒木の元口が滑るように押し戻され被災者の胸に激突し受災したものと推測。
3	東北局 青森署	造林(保育間伐活用型)	11月22日	男 69	伐倒作業	被災者がスギを伐倒したところ、受け口の一部分で下切りと斜め切りが一致していないこと、つるの一部が切断されていること、クサビを1本しか使用していないことなどから、**伐倒方向が狂い**、前方にあった立木に接触し、その反動で伐倒木の元口が浮き上がり、後方斜面上部に待避していた被災者に激突し下敷きになったものと推定。
4	東北局 岩手南部署遠野支署	造林(保育間伐活用型)	11月27日	男 79	伐倒作業	被災者がカラマツを伐倒したところ、10m離れた立木にかかり木となり、かかり木をはずすため、かかられていた立木を伐倒するためチェーンソーで追い口切りを行っていたところ、**かかり木となっていたカラマツ**が被災者の背中に落下し下敷きになったものと推測。
5	九州局 西都児湯署	生産(誘導伐:密着造林型)	12月4日	男 47	歩行中	伐倒状況等の実行記録写真の撮影に来た被災者が、ヒノキ立木の伐倒作業を中断し予備のクサビを取りに来た伐倒者と出会い、伐倒作業箇所へ作業道を移動していたところ、作業道終点(伐倒を中断したヒノキから約8mの地点)に近づいた時、谷底からの吹き上げ風が吹き、**伐倒を中断していたヒノキが倒れ**始め、伐倒者は退避したものの2m後方を歩いていた被災者は避けきれず背中を強打し受災したものと推測。
6	北海道局 根釧西部署	立木販売 （間伐）	1月27日	男 72	造材	被災者が、前日の森林作業道作設時に、径級が太いため伐倒機械では伐木処理ができずに作業道脇に押し倒してあったトドマツの根外しをチェンソーで行ったところ、切株部分が他のトドマツ及び切株の上に乗り不安定な状態となり、**何かの要因で切株が下方に回転するように転動**した際、切株の下に巻き込まれたものと推測。
7	九州局 北薩署	造林(保育間伐活用型)	2月20日	男 67	伐倒作業	被災者は、傾斜約43度の箇所でスギを伐倒した際、約5m上方でつる絡みになっていた広葉樹に気づかず伐倒したため、**つるに引っ張られた広葉樹**が根元から裂けて飛来し被災者の左顔面に当たり受災したものと推測。

平成29年度休業4日以上の労働災害発生状況（治山・林道事業）

局名	署等名	事業の種類	従事作業	発生年月日等		
				発生年月日	怪我の程度	休業見込み等
北海道	十勝東部	林道	測量の杭打ち作業	平成 29 年 10 月 2 日	左母指末節骨開放骨折	1週間入院職場復帰まで2ヶ月
東北	最上（支）	治山	型枠設置	平成 29 年 5 月 27 日	左手親指切創	1 週間
東北	三八上北	林道	残土捨場法面仕上げ	平成 29 年 11 月 2 日	右ふくらはぎ打撲	2 週間
関東	村上（支）	治山	伐倒作業	平成 29 年 9 月 11 日	左手小指伸筋腱断裂他	3 ヵ月
関東	群馬署	林道	床堀補助作業	平成 29 年 9 月 16 日	左大腿部筋挫傷	3 週間
中部	飛騨	治山	移動式クレーン玉掛け作業	平成 29 年 11 月 7 日	頸椎骨折	約4ヶ月
中部	木曽	林道	コンクリート擁壁型枠外し作業	平成 29 年 12 月 6 日	外傷性くも膜下出血	約2～3週間
九州	都城	治山事業（本数調整）	伐倒作業	平成 30 年 3 月 15 日	左膝部挫創、	2 週間

労働災害の発生と企業の責任

労働災害の発生：被災者やその家族だけでなく、企業も多大な損失を受ける

平成２７年度
国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
（概　況）

1 森林管理局・署等名	東北森林管理局　仙台森林管理署
2 事業の種類	請負事業（民有林直轄治山）
3 災害発生日時等	平成27年８月１日（土）15時15分頃発生（死亡：平成27年８月１日 15時30分頃　死因：体幹損傷）
4 災害発生場所	宮城県亘理郡亘理町吉田地内（亘理町有林）
5 契約相手方	(株)平野組・丸か建設(株)・富士建設(株)亘理地区第十治山工事共同企業体　代表者(株)平野組 代表取締役社長　須田 光宏
6 事業実行事業体	有限会社牧野産業（一次下請け）代表取締役　牧野 和信
7 被災者年齢等	年齢：44歳　性別：男　雇用区分：事業主　社会保険等加入状況：健、労
8 従事作業	盛土工、敷均し
9 災害の概況	当日、被災者と同僚８名は７時40分頃、施工地（亘理地区第十）のＤブロックに到着しミーティング実施後、各作業場所へ向かった。 当日の作業配置は、被災者はバックホウ（CAT312D、0.5m3）による盛土作業及びブルドーザー（ｺﾏﾂD31PX-22、7.9t）による敷均し作業、同僚Ａ～Ｅの５名は土のう小運搬等の作業、同僚Ｆ～Ｈの３名はバックホウによる盛土作業に従事していた。（被災者は、当日ダンプ10台分の盛土材を扱う予定であり、バックホウ及びブルドーザを交互に操作しながら作業に当たっていた。） 15時頃、バックホウによる盛土作業中の被災者は、同僚Ａから飲料水を受け取り、その後ブルドーザによる敷均し作業に向かったと推測される。 15時15分頃、同僚Ｂが施工地に隣接する既施工地（亘理地区第九）法面付近にブルドーザーがあることに気づき、これを不審に思い確認に行ったところ、ブルドーザーは無人で、左側のドアが開き、アクセルがフルスロットルの状態で、キャタピラが空転していた。ブルドーザーが走行してきたと思われる後方を振り返ると、キャタピラ跡付近約43m地点で、うずくまった状態の被災者を発見した。 同僚Ｂは、急いで被災者のもとに駆け寄ったが、既に意識はなく、心臓マッサージをしようとしたが、首から下は潰されたような状態だったため心臓マッサージはできなかった。 15時20分頃、同僚Ｂに続き駆けつけた同僚Ｃが救急車を要請するとともに、元請けの(株)平野組へ災害発生の連絡を行った。連絡を受けた(株)平野組から仙台森林管理署へ災害発生の連絡を行った。 16時頃、救急車が到着し総合南東北病院（岩沼市）に搬送、17時43分頃、現場代理人は、被災者死亡の連絡を受けた。 現場の状況から被災者は、ブルドーザーの排土板を上げて、荷下ろし状態の盛土材（高さ約１ｍ程度）を乗り越えた際の衝撃で、ブルドーザー左側ドアから落ち、ブルドーザー左側のキャタピラの下敷きになって受災したものと推測される。 なお、当該車両にはシートベルトが装備されていたが、被災者は、シートベルトの装着はしていなかった。また、左側のドアは開いた状態で発進したものと推測される。（災害発生時の様子については、目撃者無し）
10 その他	

災害発生箇所見取り図

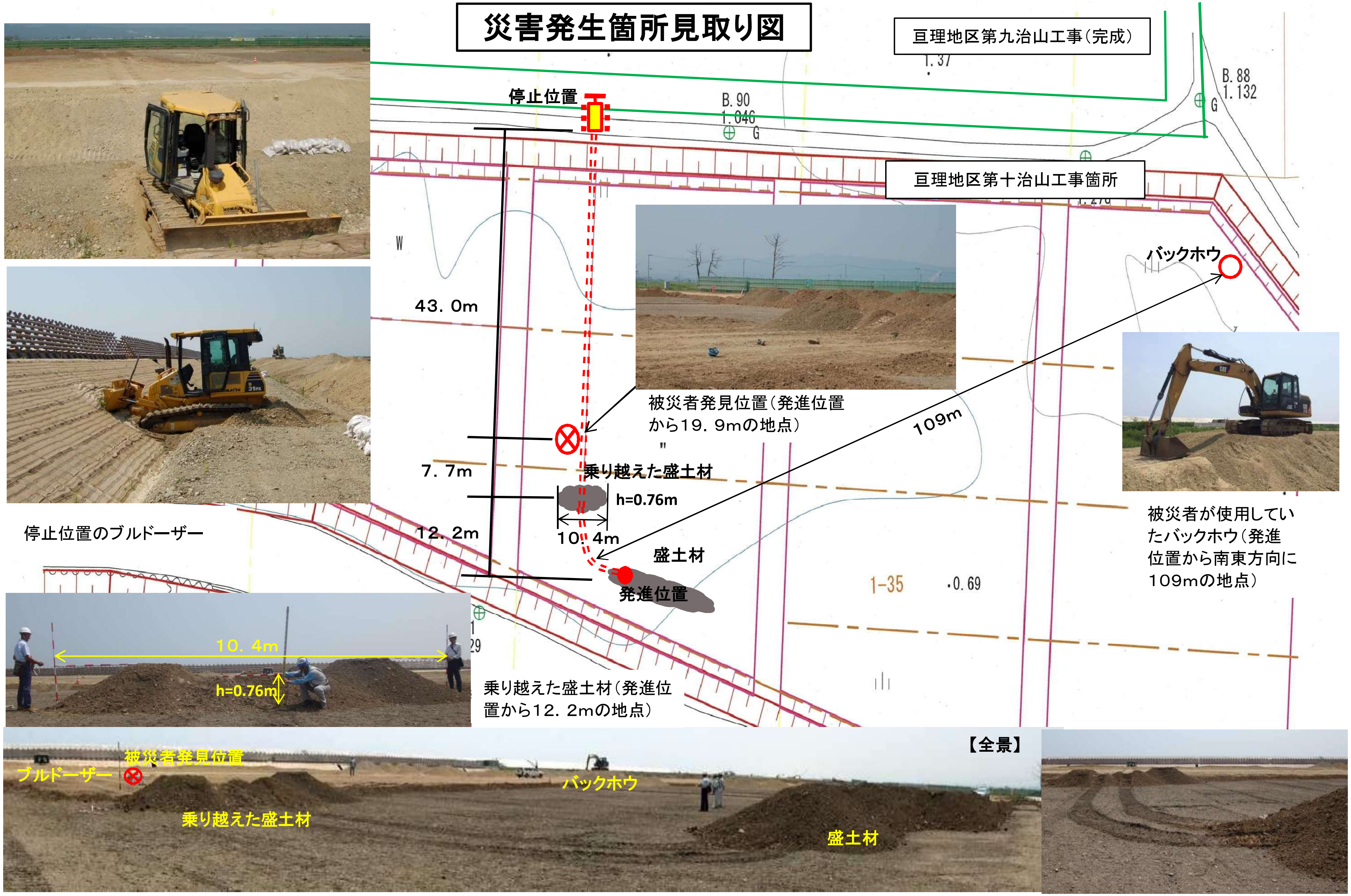

停止位置のブルドーザー

乗り越えた盛土材（発進位置から12．2mの地点）

被災者が使用していたバックホウ（発進位置から南東方向に109mの地点）

災害発生状況図

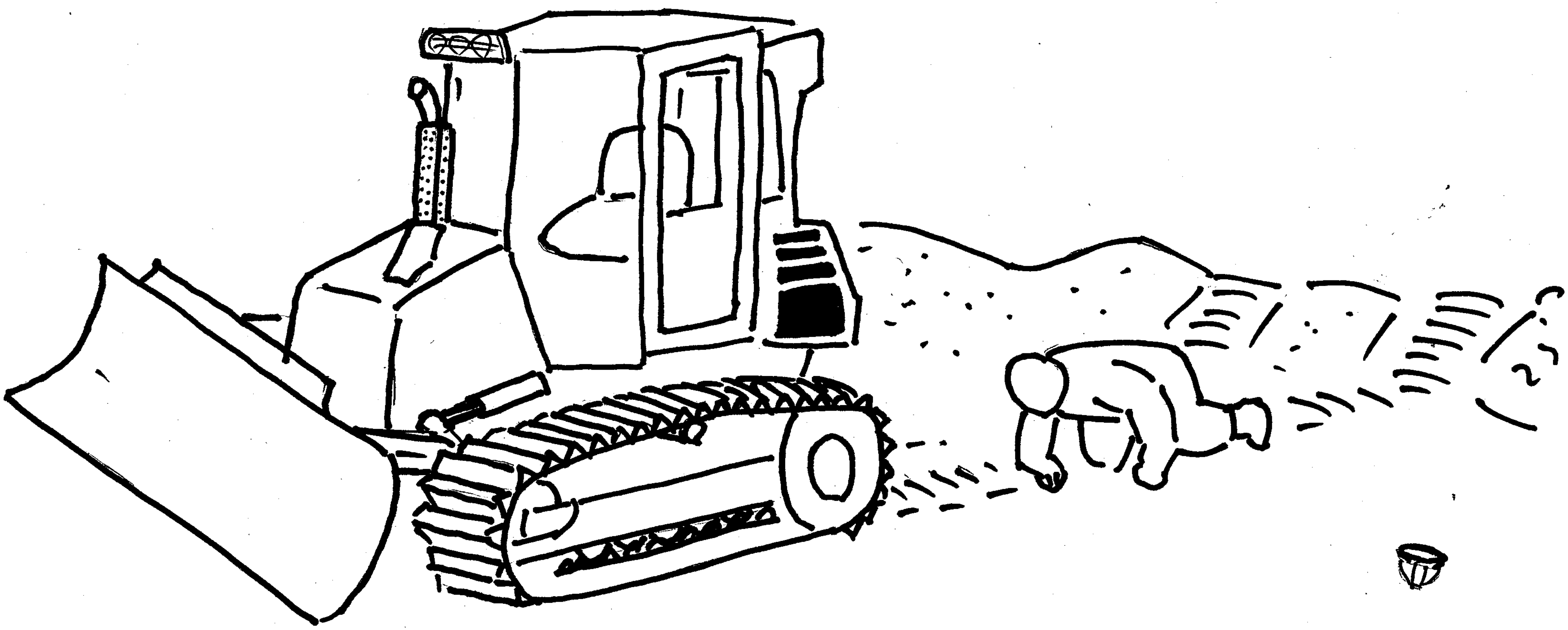

No．３ 被災者発見位置

（別紙）

労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）抜粋

（特定元方事業者等の講ずべき措置）
第３０条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。
一　協議組織の設置及び運営を行うこと。
二　作業間の連絡及び調整を行うこと。
三　作業場所を巡視すること。
四　関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
五　仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
六　前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

（転落等の防止等）
第１５１条の９３
事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系木材伐出機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

平成２７年度
国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
（概　況）

＜林　野　庁　集　計＞

平成２７年１０月３０日現在

区　　分	生　産	造　林	林　道	治　山	その他	立　販	計
本年度累計		1		1			2
前年度同期累計	1	1	2			4	8
前　年　度　計	1	2	2		1	4	10

1 森林管理局・署等名	関東森林管理局　大井川治山センター
2 事業の種類	治山事業（民有林直轄治山事業）
3 災害発生日時等	平成27年10月30日（金）８時55分頃発生（死亡：平成27年10月30日 9時34分推定　死因：多発肋骨骨折、急性呼吸不全）
4 災害発生場所	静岡県榛原郡川根本町元藤川地内　（ホーキ薙）
5 契約相手方	河津建設株式会社　代表取締役社長　河津市元
6 事業実行事業体	株式会社中村商会　（５との関係：一次下請け）
7 被災者年齢等	年齢：４１歳　性別：男性　経験年数：４年　雇用区分：常用　社会保険等加入状況：健、厚、労
8 従事作業	ケーブルクレーンの撤去作業
9 災害の概況	被災者ら５名は、作業前にケーブルクレーンの本支柱を分解・回収するために設置した仮支柱を撤去するための作業手順（前日までに回収できなかった資材を１度荷卸し場に搬送した後に、仮支柱の撤去を行う。）について打合せを行い、仮支柱付近で被災者Ａと同僚Ｂ、Ｃは、分解・回収作業に、同僚Dはケーブルクレーンのオペレーター、荷卸し場に現場代理人という作業配置で作業に従事していた。 ８時１５分頃から作業を開始し、予定していた資材を荷卸し場まで搬送し、その後、仮設キャレジを仮支柱付近の荷揚げ箇所まで戻ってきたことを確認した同僚ＢとＣは打合せどおりに仮支柱の撤去のため、仮支柱を固定する中段の控えワイヤー３本をアンカー側で緩める作業に取り掛かった。 ８時４０分頃、被災者Ａは、荷卸し場に送り忘れた資材（約80kg）を見つけ、送り忘れた資材の搬送をトランシーバーでオペレーターに連絡をとり、仮支柱のケーブルクレーンにより送り出した（この時、同僚ＢとＣには、送り忘れた資材の搬送をすることは伝えていなかった。）。被災者Ａは、同僚ＢとＣが仮支柱の撤去作業を開始していたことに気付かずに、荷卸し場方向を向いて資材の搬送を確認していた。 ８時５５分頃、緩めた控えワイヤーを仮支柱の中段から取り外すため、同僚Ｂが仮支柱に登っていたが、ケーブルクレーンが動き出し、仮支柱が中折れし荷卸し場方向に倒れ始めたことに気づいたため地上約５ｍの位置から飛び降りた（全身打撲、休業３日）。 仮支柱に背中を向けて資材の搬送を確認していた被災者Ａは仮支柱が中折れし背後から倒れてきたのに気付かずに、仮支柱の下敷きになって受災した。 ９時７分頃、現場代理人が消防署等に連絡し、１０時５分頃、救急隊が到着、１１：３０分頃に被災者Ａを防災ヘリに収容し島田市民病院へ搬送。医師の診断の結果、被災者の死亡が確認された。
10 その他	

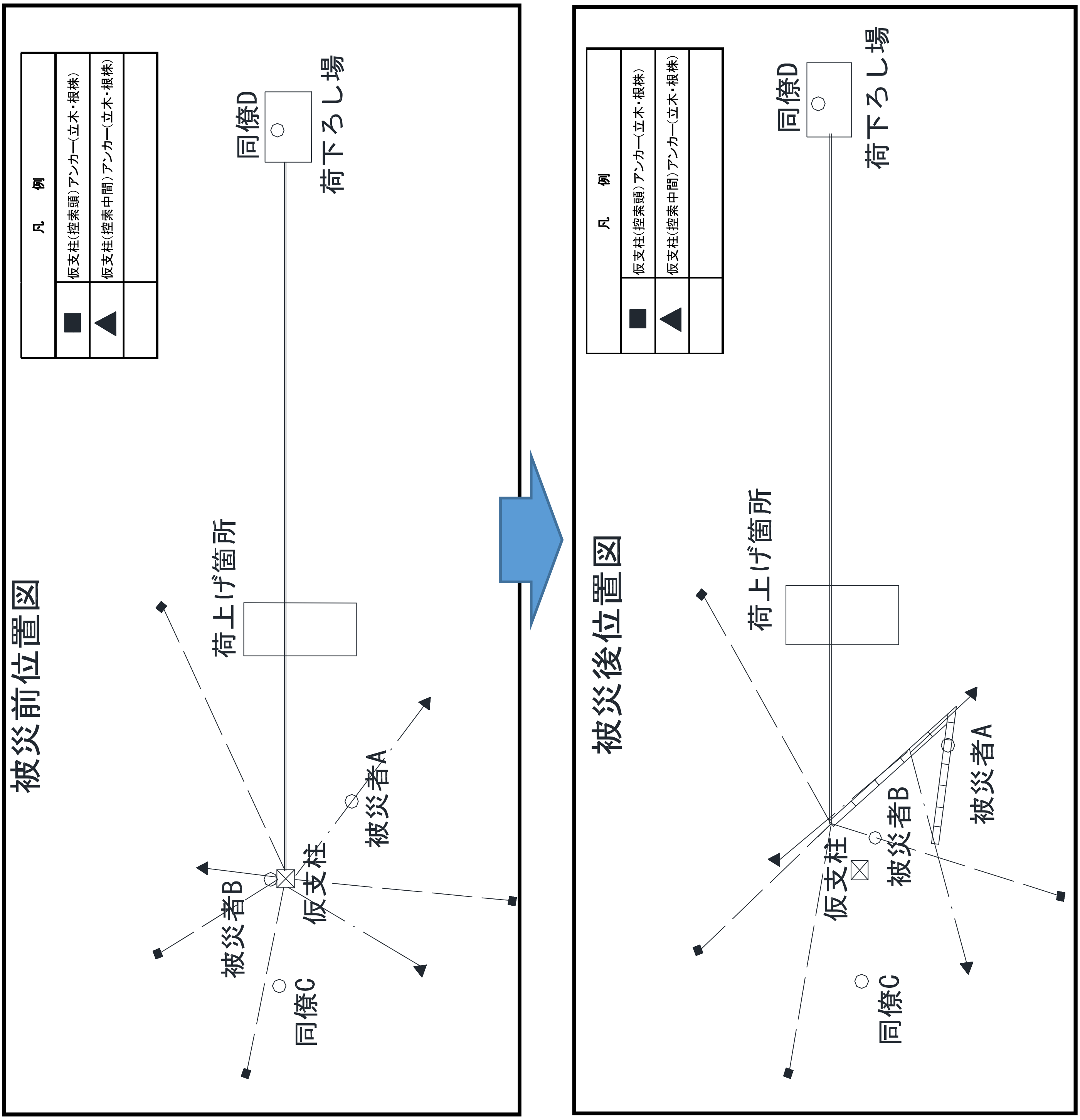
被災前位置図
凡　例
仮支柱(控索頭)アンカー(立木・根株)
仮支柱(控索中間)アンカー(立木・根株)
同僚D
荷下ろし場
荷上げ箇所
被災者A
被災者B
仮支柱
同僚C
被災後位置図
凡　例
仮支柱(控索頭)アンカー(立木・根株)
仮支柱(控索中間)アンカー(立木・根株)
同僚D
荷下ろし場
荷上げ箇所
被災者A
被災者B
仮支柱
同僚C

災害箇所断面図

災害発生時に搬送していた資材

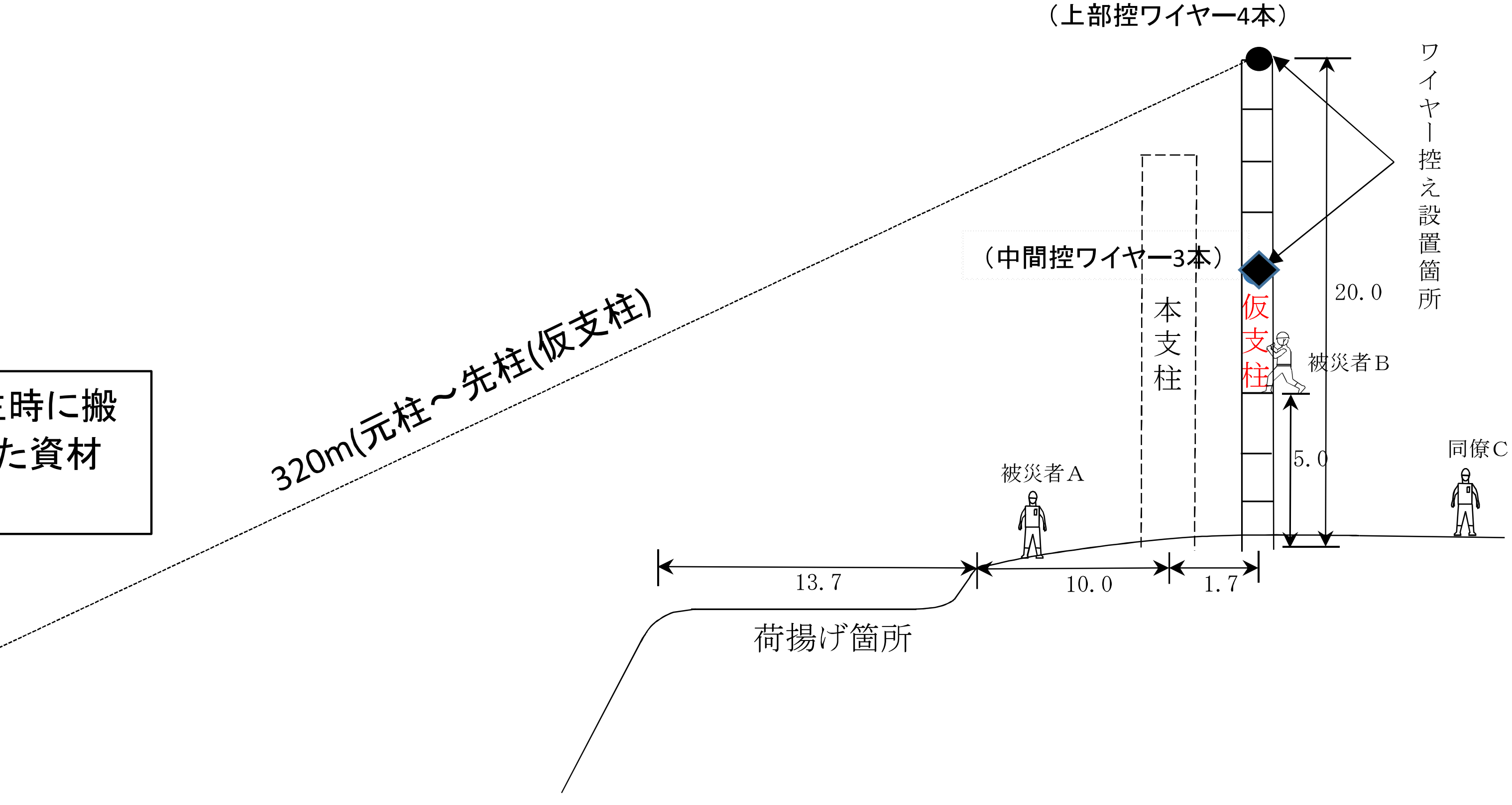

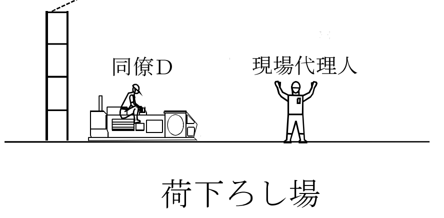

災害発生箇所見取り図

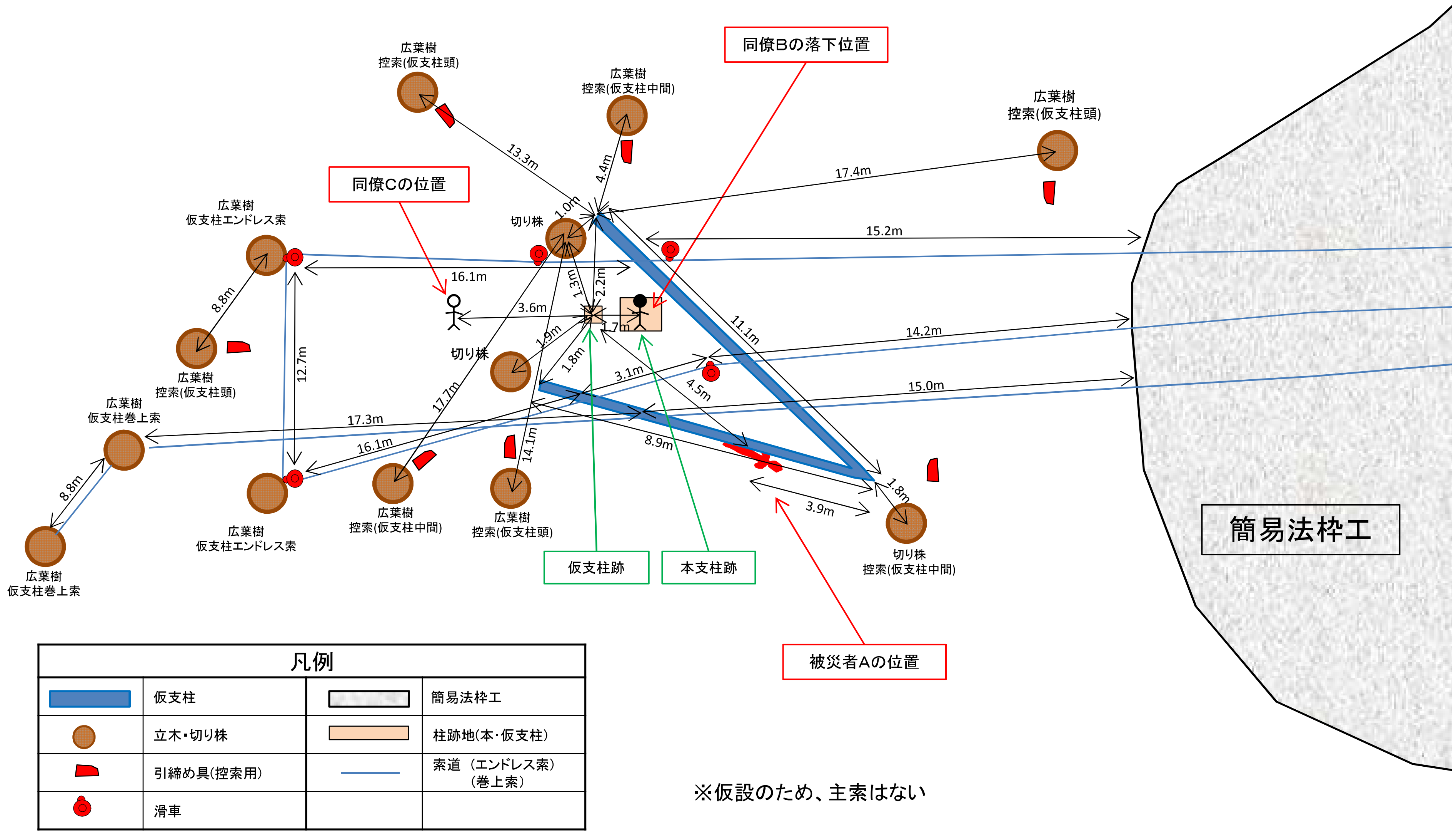

※仮設のため、主索はない

災害発生箇所ケーブルクレーンの状況

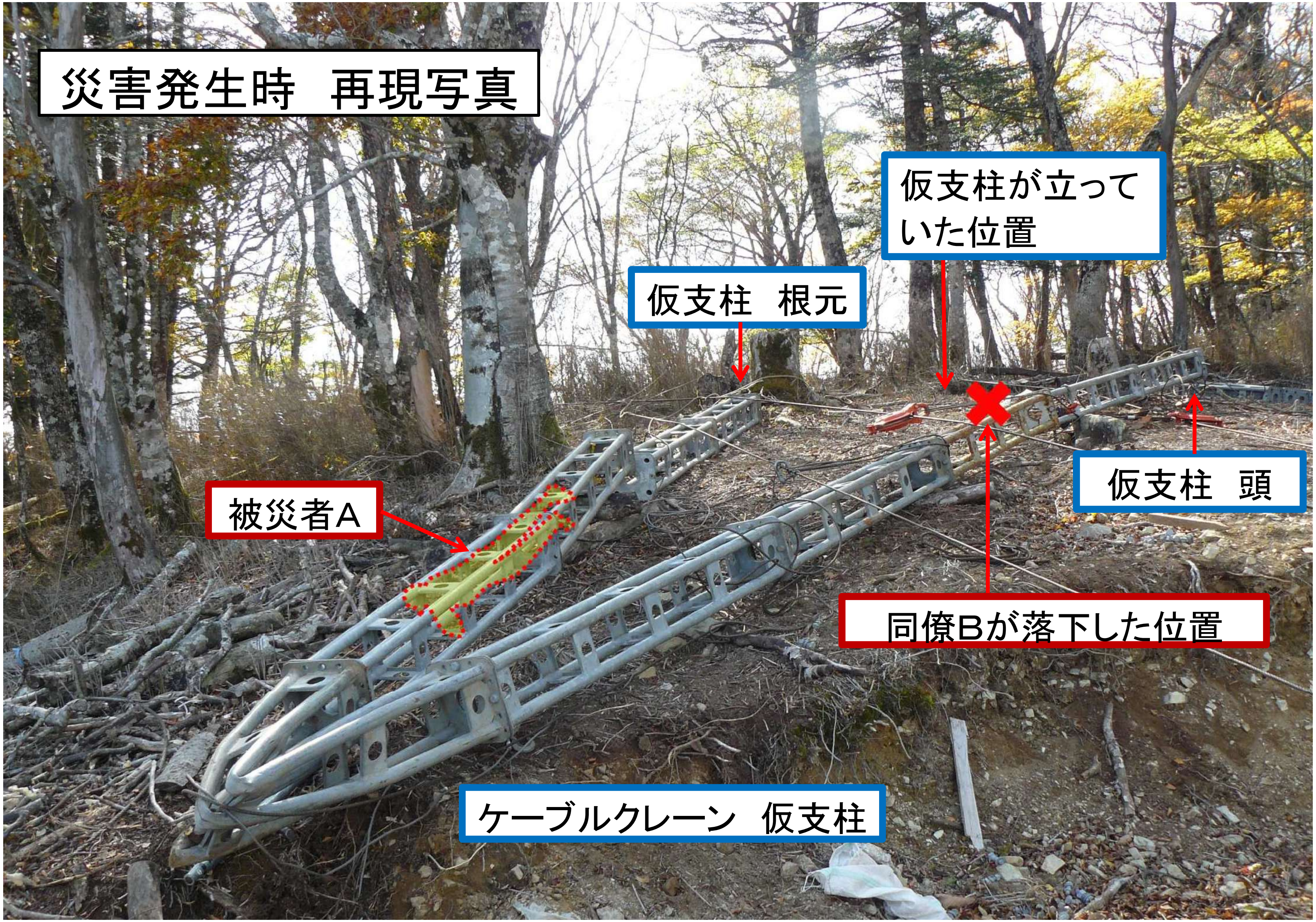
災害発生時　再現写真
仮支柱が立って
いた位置
仮支柱　根元
仮支柱　頭
被災者A
同僚Bが落下した位置
ケーブルクレーン　仮支柱

（別紙）

労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）抜粋

（特定元方事業者等の講ずべき措置）
第３０条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。
一　協議組織の設置及び運営を行うこと。
二　作業間の連絡及び調整を行うこと。
三　作業場所を巡視すること。
四　関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
五　仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
六　前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

労働安全衛生規則（昭和47年9月30日付け労働省令第32号）抜粋

（クレーン等の運転についての合図の統一）
第６３９条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を用いて行うものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。
２　特定元方事業者及び関係請負人は、自ら行なう作業について前項のクレーン等の運転についての合図を定めるときは、同項の規定により統一的に定められた合図と同一のものを定めなければならない。

クレーン等安全規則（昭和47年9月30日労働省令第34号）抜粋

第二章クレーン

第二節使用及び就業

（設計の基準とされた負荷条件）

第17条の２　事業者は、クレーンを使用するときは、当該クレーンの構造部分を構成する鋼材等の変形、折損等を防止するため、当該クレーンの設計の基準とされた荷重を受ける回数及び常態としてつる荷の重さに留意するものとする。

（運転の合図）

第25条　事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

２ 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

３ 第一項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

（組立て等の作業）

第33条 事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること。

二 作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

２ 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。

一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。

二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること

林野庁

林野庁について | お知らせ | 政策について | 申請・お問い合わせ | 国有林野情報

ホーム ＞ 分野別情報 ＞ 森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり ＞ 森林内等の作業におけるダニ刺咬予防対策

森林内等の作業におけるダニ刺咬予防対策

ダニ媒介性疾患「重症熱性血小板減少症候群（Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome:SFTS）」の症例が国内でも確認されています。本疾患については、厚生労働省が症状やQ＆A等の情報提供を行っています。
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関するQ&A（厚生労働省）
SFTSは多くの場合、森林や草地等の屋外に生息するマダニに咬まれることにより感染します。マダニは全国内に分布しており、下記の事項に注意していただきますようお願いします。

1. ダニ刺咬の予防について
ア．服装について
(ア) 皮膚の露出は避けて下さい。
(イ) 衣服は、長袖、長ズボン、長靴下等を着用し、衿首、袖口、裾からダニが入り込まないよう、そで締まり、すそ締まりのよいものを着用してください。
イ．作業中、作業後等における対策について
(ア) 休憩、休息時間等には、自分の衣服をたたいてダニを落としてください。 また、敷物等所要の工夫をし、地面に直接腰を下ろさないよう心掛けてください。
(イ) 必要に応じてダニ忌避剤を携行し、使用して下さい。
(ウ) 終業時には、ダニが付着していないかお互いの服装（頭部、耳の中と後部、首の周りを含む。）を点検してください。
(エ) 帰宅後、入浴時等において、刺咬頻度の高い頭部（髪の毛の中）、耳の中と耳の後部、首の周り、わきの下、そけい部、大腿内側、膝の後部などにダニや刺咬痕がないか確認してください。
ウ．その他
野生動物等には、直接触れないでください。

2. ダニに刺咬された場合の措置について
（別添「ダニに刺咬されたときの措置について（フロー図）」参照）
ア．ダニの刺咬が浅く、自分でダニを取り除くことが可能である場合
(ア) ダニの口器が皮膚に残らないようにピンセット等で皮膚に近い部分を挟んで静かにゆっくりと離してください。 その際、病原体が逆流して感染を促すことがあるので、無理をして虫体を絞り込むことのないよう注意してください。

(イ) 取り除いた皮膚の部分は、消毒してください。
(ウ) ダニの一部が皮膚に残った場合は、残った虫体を皮膚科医師に完全に取り除いてもらうようにしてください。
イ．自分でダニを取り除くことが困難である場合
皮膚科医師により、刺咬した虫体を取り除いてもらうようにしてください。
ウ．感染症の初期症状と思われる症状が現れた場合は、医療機関で処置、治療等を受けてください。

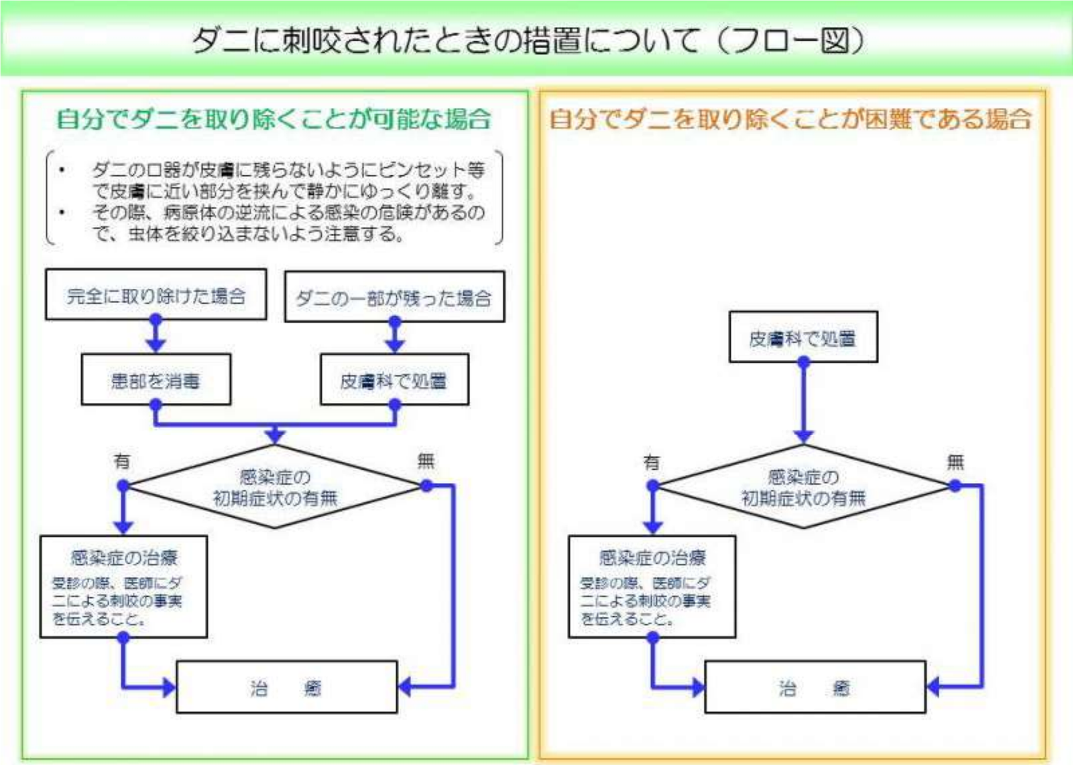

出典：林野庁業務資料

（参考資料）

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関するQ&A（厚生労働省）

お問合せ先

林政部経営課 林業労働対策室

担当者：労働安全衛生班
代表：03-3502-8111（内線6085）
ダイヤルイン：03-3502-1629
FAX番号：03-3502-1649

公式SNS

イベント情報　関連リンク集　農林水産省トップページへ

マダニ対策、今できること

1. マダニの生息場所
2. マダニから身を守る服装
3. マダニから身を守る方法
4. 忌避剤の効果
5. 国内で入手できる忌避剤の種類と特徴

参考資料
1) マダニの分類とマダニ媒介感染症
2) マダニ媒介SFTSとは
3) マダニの生活環

Kana S. Illustrations
衛生昆虫写真館 Photos

マダニ対策に関するお問い合わせ

国立感染症研究所昆虫医科学部
Tel: 03-5285-1111 (代表)
Fax: 03-5285-1178
e-mail: info@nih.go.jp

SFTS対策全般に関するお問い合わせ

国立感染症研究所
Tel: 03-5285-1111(代表)
厚生労働省健康局結核感染症課
Tel: 03-5253-1111(代表)

昆虫医科学部ホームページ: http://www.nih.go.jp/niid/ja/sfts/2287-ent/3964-madanitaisaku.html（2017年5月12日更新）

1.　マダニの生息場所

マダニは、シカやイノシシ、野ウサギなどの野生動物が出没する環境に多く生息しています。

マダニは、民家の裏山や裏庭、畑、あぜ道などにも生息しています。

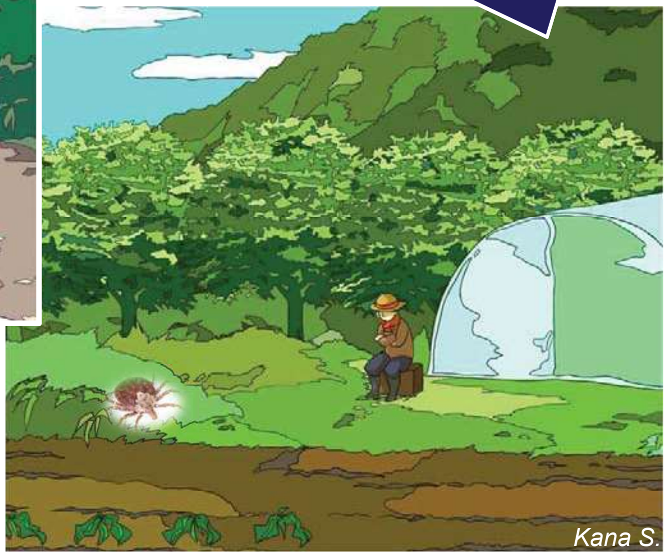

2.　マダニから身を守る服装

野外では、腕・足・首など、肌の露出を少なくしましょう！

首にはタオルを巻くか、
ハイネックのシャツを
着用しましょう。

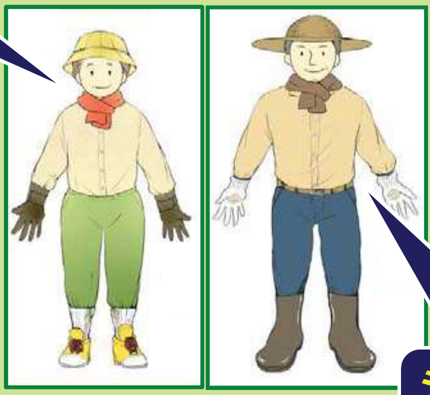

シャツの袖口は
軍手や手袋の中に
入れましょう。

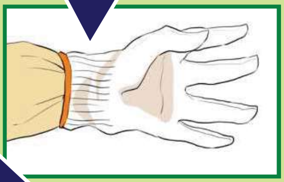

半ズボンやサンダル履き
は不適当です！

シャツの裾はズボン
の中に入れましょう。

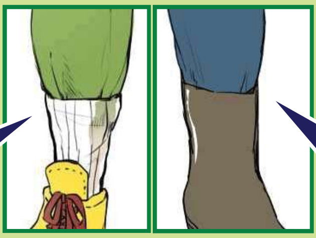

ハイキングなどで山林に入る
場合は、**ズボンの裾**に靴下
を被せましょう。

農作業や草刈などでは
ズボンの裾は長靴
の中に入れましょう。

3.　マダニから身を守る方法

上着や作業着は、
家の中に持ち込まない
ようにしましょう。

屋外活動後は、
シャワーや入浴で、
ダニが付いていないか
チェックしましょう。

ガムテープ
を使って服に
付いたダニを
取り除く方法
も効果的です。

ダニ類の多くは、長時間（10日間以上のこともある）吸血します。吸血中のマダニを無理に取り除こうとすると、マダニの口器が皮膚の中に残り化膿することがあるので、皮膚科等の医療機関で、適切な処置（マダニの除去や消毒など）を受けて下さい。

マダニに咬まれたら、数週間程度は体調の変化に注意し、発熱等の症状が認められた場合は、医療機関で診察を受けて下さい。

4.　忌避剤の効果

マダニに対する忌避剤（虫よけ剤）が、2013年から新たに認可されました。
現在は、ディート、イカリジンの2種類の有効成分の忌避剤が市販されています。

忌避剤の使用でマダニの付着数は減少しますが、マダニの付着を完全に防ぐわけではありません。忌避剤を過信せず、様々な防護手段と組み合わせて対策を取ってください。

5.　国内で入手できる忌避剤の種類と特徴

忌避剤	有効成分含有率	分 類	効力持続時間	注意事項	特 徴
ディート	5〜10 %	防除用医薬部外品	1〜2時間	6ヶ月未満児には使用禁止	・独特の匂い ・べたつき感 ・プラスチック・化学繊維・皮革を腐食することもある
	12 %	防除用医薬品	約3時間		
	高濃度製剤 30 %	防除用医薬品	約6時間	12歳未満は使用禁止	
イカリジン	5 %	防除用医薬部外品	〜6時間		
	高濃度製剤 15 %	防除用医薬品	6〜8時間		

参考資料 1)　マダニの分類とマダニ媒介感染症

マダニは、世界中に800以上の種が知られています。そのうち日本には47種が生息しています。

節足動物門 ― ダニ目 ― マダニ類

- **マダニ科（5属47種）**
  - マダニ属 *Ixodes*
  - チマダニ属 *Haemaphysalis*
  - キララマダニ属 *Amblyomma*
  - カクマダニ属 *Dermacentor*
  - コイタマダニ属 *Rhipicephalus*
    (ウシマダニ亜属 *Boophilus*を含む)
- **ヒメダニ科**
  - ヒメダニ属
  - カズキダニ属

マダニが媒介する感染症

( ) 内は病原体の種類

- 日本紅斑熱（リケッチア）
- Q熱（リケッチア）
- ライム病（スピロヘータ）
- ボレリア症（細菌）
- 野兎病（細菌）

- 重症熱性血小板減少症候群 SFTS（フレボウイルス）
- ダニ媒介性脳炎　(フラビウイルス)
- キャサヌル森林病（フラビウイルス）
- クリミア・コンゴ出血熱（ナイロウイルス）

・・・・・など

参考資料 2)　マダニ媒介SFTSとは

重症熱性血小板減少症候群 (Sever fever with thrombocytopenia syndrome: SFTS)

これまでに、**中国・日本・韓国**でSFTSの患者が報告がされています。中国では**フタトゲチマダニ**と**オウシマダニ**からウイルスが見つかっています。

ウイルスの潜伏期間は（マダニに咬まれてから）**6日～2週間**とされています。

2016年は、西日本を中心とした21府県から届出されています。( ) 内は発症数

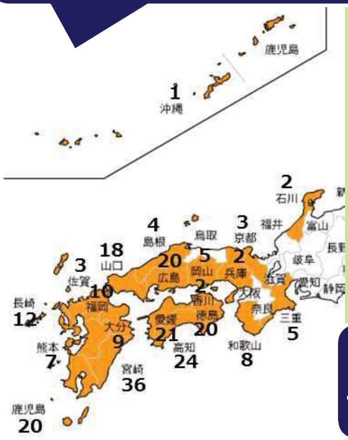

SFTS患者報告基本情報

合計		232名
性別	男	111
	女	121
年齢	中央値	73歳
	～20代	2
	30代	4
	40代	4
	50代	15
	60代	66
	70代	65
	80代	70
	90代	36

(2017年4月26日 現在)

2013年1月1日以降に報告された患者（合計232名）です。

SFTS患者は**5～8月に多く発症**しています。

患者発症月

資料は、国立感染症研究所ホームページ：https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/sa/sfts.htmlを引用

参考資料 3)　マダニの生活環

マダニは、
幼ダニ、若ダニ、成ダニ
の各ステージで1回ずつ、
生涯で3回吸血します。

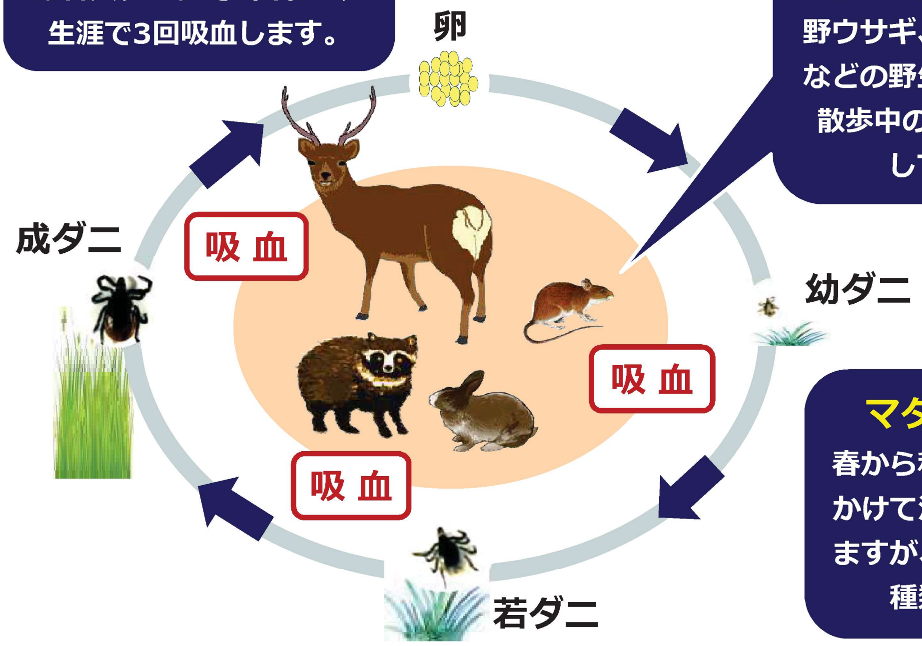

マダニは、
ヒト以外に、野ネズミ、
野ウサギ、シカ、イノシシ
などの野生動物や、ネコ、
散歩中のイヌなども吸血
しています。

マダニの多くは、
春から秋（3～11月）に
かけて活動が活発になり
ますが、冬季も活動する
種類もいます。